

生駒市観光協会 旅行商品等販売促進事業助成金交付要綱

第1条 (趣旨)

生駒市への団体旅行を誘致し、市への観光客来訪者数を増加させることで市内消費を喚起するため、生駒市を旅程に含む旅行商品を造成する全国の旅行業者等に規程の金額を助成する。

第2条 (助成対象者)

助成金の交付対象は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

第3条 (助成対象事業)

以下の要件を満たす団体向け「受注型企画旅行」（旅行者の希望する日程、内容、旅行料金に基づき、旅行事業者が旅程を提案する旅行をいう。組織内募集型の企画旅行を含む。）及び個人向け「募集型企画旅行」（旅行会社が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行をいう。）を助成対象とする。

- (1) 発地を問わず、生駒市を旅程に含むバスツアーであって、バス1台につき、6名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。
- (2) 生駒市観光協会会員の運営する観光施設や土産物店、飲食店、市の指定管理施設、会長が特に認める施設・店舗等を2箇所以上利用すること。
- (3) 各施設から宿泊証明書や立ち寄り証明書の発行が受けられること。

第4条 (助成金額)

バス1台につき、市内宿泊を伴うバスツアーについては、6名以上利用で10,000円、10名以上利用で15,000円とし、宿泊を伴わないバスツアーについては、6名以上利用で5,000円、10名以上利用で10,000円とする。

第5条 (助成金の交付の申請)

助成金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、バスツアーの出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の14日前までに、次に掲げる書類を生駒市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 生駒市観光協会旅行商品等販売促進助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表（ツアーメンバー、行程がわかるもの）や募集チラシ等

第6条 (助成金の交付の決定及び通知)

会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適當と認めたときは速やかに助成金の交付を決定し、生駒市観光協会旅行商品等販売促進助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

第7条（変更等の承認）

申請者は、前条の交付の決定及び通知を受けた助成事業の内容を変更する場合は、その内容に記載した生駒市観光協会旅行商品等販売促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により会長の承認を得なければならない。実施予定日までに通知書により当協会へ報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成事業の内容変更等を承認したときは、生駒市観光協会旅行商品等販売促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

第8条（実績報告及び助成金の交付請求）

助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 生駒市観光協会旅行商品等販売促進事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 行程表（ツアーメンバー、行程がわかるもの）
- (3) 宿泊証明書、立寄り証明書（様式第6号）
- (4) 宿泊・飲食・体験等の領収書、クーポン等の写し（日付・人数が明記されているもの）
- (5) 生駒市観光協会旅行商品等販売促進助成金交付請求書（様式第7号）

第9条（交付金額の確定及び交付）

会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適當と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、生駒市観光協会旅行商品等販売促進助成金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

第10条（交付の決定の取り消し等）

会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第11条（その他）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。